

国等の債権管理等に関する行政評価・監視 結果に基づく勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期】	平成17年12月～19年6月
【勧告日及び勧告先】	平成19年6月29日 全府省（16府省）に対し勧告
【回答年月日】	内閣府 平成20年4月3日 宮内庁 平成20年3月31日 公正取引委員会 平成20年3月28日 国家公安委員会（警察庁） 平成20年4月18日 金融庁 平成20年1月24日 総務省 平成20年3月31日 法務省 平成20年4月15日 外務省 平成20年4月9日 財務省 平成20年3月28日 文部科学省 平成20年4月2日 厚生労働省 平成20年4月1日 農林水産省 平成20年3月31日 経済産業省 平成20年4月3日 国土交通省 平成20年4月11日 環境省 平成20年4月8日 防衛省 平成20年4月24日

【行政評価・監視の背景事情等】

- 国の金銭債権の管理については、債管法(注1)で「法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも国の利益に適合するように処理しなければならない。」と規定。各行政機関は、債管法が定める債権の把握、取立て、保全、消滅等の手続等に基づき、また、保険料など特定の債権については、国税徴収法(注2)等の関連規定に基づき、債権管理事務を実施
- 歳入・歳出一体改革が国の最重要課題と位置付けられている中、債権の適切な管理回収は、各行政機関共通の課題。債権管理事務の適切な実施を通じ、国の財政上の利益を確保し、債務者間の不公平や債務者のモラル低下を招かないことが必要
- 本行政評価・監視は、このような観点から、一般会計及び特別会計の歳入金債権の発生から弁済、消滅に至る現状並びに各行政機関における債権管理事務の状況等について、府省横断的、かつ全国的に初めて調査を実施

(注1) 国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号） (注2) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況		
<p>3 債権管理業務の効果的かつ適切な実施</p> <p>(1) 国の債権に係る情報開示の充実 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>財務省は、国の債権の効果的かつ効率的な管理を推進する観点から、国の年度末の債権現在額と年度中の債権発生額及び消滅額並びに消滅の内容等が一覧性のある形で開示されるよう、各府省の情報開示の方法等を検討し、調整を行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><国の債権の現状等></p> <p>○ 国の債権は、保険料・掛金、財産貸付料・使用料、損害賠償金など多岐にわたり、各府省所管の一般会計及び特別会計の全般において存在</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計：約 2 兆 7,701 億円 ・特別会計：約 8 兆 7,669 億円 </td> <td style="padding: 2px; border: 1px dashed black; font-size: small;"> ※左は、それぞれに帰属する平成 16 年度末の歳入金債権の現在額 </td> </tr> </table> <p>○ 国の債権は国の財産の一部であり、その額も多額に上ることから、国の債権の現状は、国の財政状況に関する重要な情報の一つ</p> <p>○ しかし、国の債権に係る既存の開示資料（「国の債権の現在額総報告」（債管法第39条及び第40条）、「歳入決算明細書」（財政法第37条）等）から、国の債権の動向をより深く読み取ることは困難</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 平成 13 年度末から 16 年度末の歳入金債権の現在額、発生額、消滅額等を調査分析した結果、その動向からみた課題は、次のとおり。</p> <p>i i) 毎年度、多額の歳入金債権が発生、消滅、ii) 年度末の現在額が大きい府省等と年度中の発生額・消滅額が大きい府省等は異なるなど、国の債権の現状は、年度末一時点の数字だけからは読み取れない。</p> <p>ii 履行期限が到来した債権の回収が進んでいない状況が、一般会計及び特別会計の随所にかがわれるほか、債権管理機関の債権管理には、事務の各段階を通じて問題点（後述(2)参照）がみられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計：約 2 兆 7,701 億円 ・特別会計：約 8 兆 7,669 億円 	※左は、それぞれに帰属する平成 16 年度末の歳入金債権の現在額	<p>→ : 「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>→ 財務省においては、各府省から送付された毎年度末における国の債権現在額をとりまとめ、「国の債権の現在額総報告」として国会に提出し、報告するとともに、財務省ホームページにおいて一括して公表し、国の債権に係る情報開示に努めているところである。</p> <p>各府省の情報開示の方法等については、今回の勧告を踏まえ、各府省の事務負担及びこれに要する経費とその効果も勘案しつつ、国の年度末の債権現在額と年度中の債権発生額及び消滅額並びに消滅の内容等を一覧性のある形で開示する方法等について、現在、各府省と調整を図っているところである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計：約 2 兆 7,701 億円 ・特別会計：約 8 兆 7,669 億円 	※左は、それぞれに帰属する平成 16 年度末の歳入金債権の現在額		

- 国の財政状況の情報開示と説明責任の履行は、行政府自身の業務管理を向上させるとともに、債権管理事務をより効果的・効率的なものとしていくことを促す意味でも重要

(2) 適切かつ効果的な債権管理事務の推進

(勧告)

- ① 各府省は、それぞれの債権管理機関が管理する債権の種類・態様に沿った具体的な事務手順、手続を進める上での判断基準等を内容とする実務マニュアルを、必要に応じ財務省及び法務省に助言を求めつつ整備すること。

また、既存の実務マニュアルについても同様の視点から必要な見直しを行うこと。

さらに、債権管理事務担当職員に対する研修を計画的に実施し、実務マニュアルの内容の周知徹底を図るとともに、内部監査を活用し債権管理機関の事務の適切な実施を推進すること。

(全府省)

(説明)

<制度の概要>

- 各債権管理機関においては、
 - ・ 債管法を一般的な管理のための法律として、管理事務を実施
 - ・ 補助金等の返還金や健康保険の保険料など、国税徴収又は国税滞納処分等の例により徴収することとされている特定の債権(注)は、国税徴収法等の関連規定に基づき滞納処分等の事務を実施
- (注) 徴収官庁に自力執行権が与えられている債権

- 債管法は、債権の発生、取立て、保全、消滅等の各段階において、債権管理事務として必要な「債権管理簿への登載」、「督促」、「資力調査」、「時効中断措置」等の措置を規定

債権の発生

・ 債権管理簿への登載(第11条)



納入告知
(第13条)



※左の()内の条文は、特に記載がある場合を除き債管法の規定

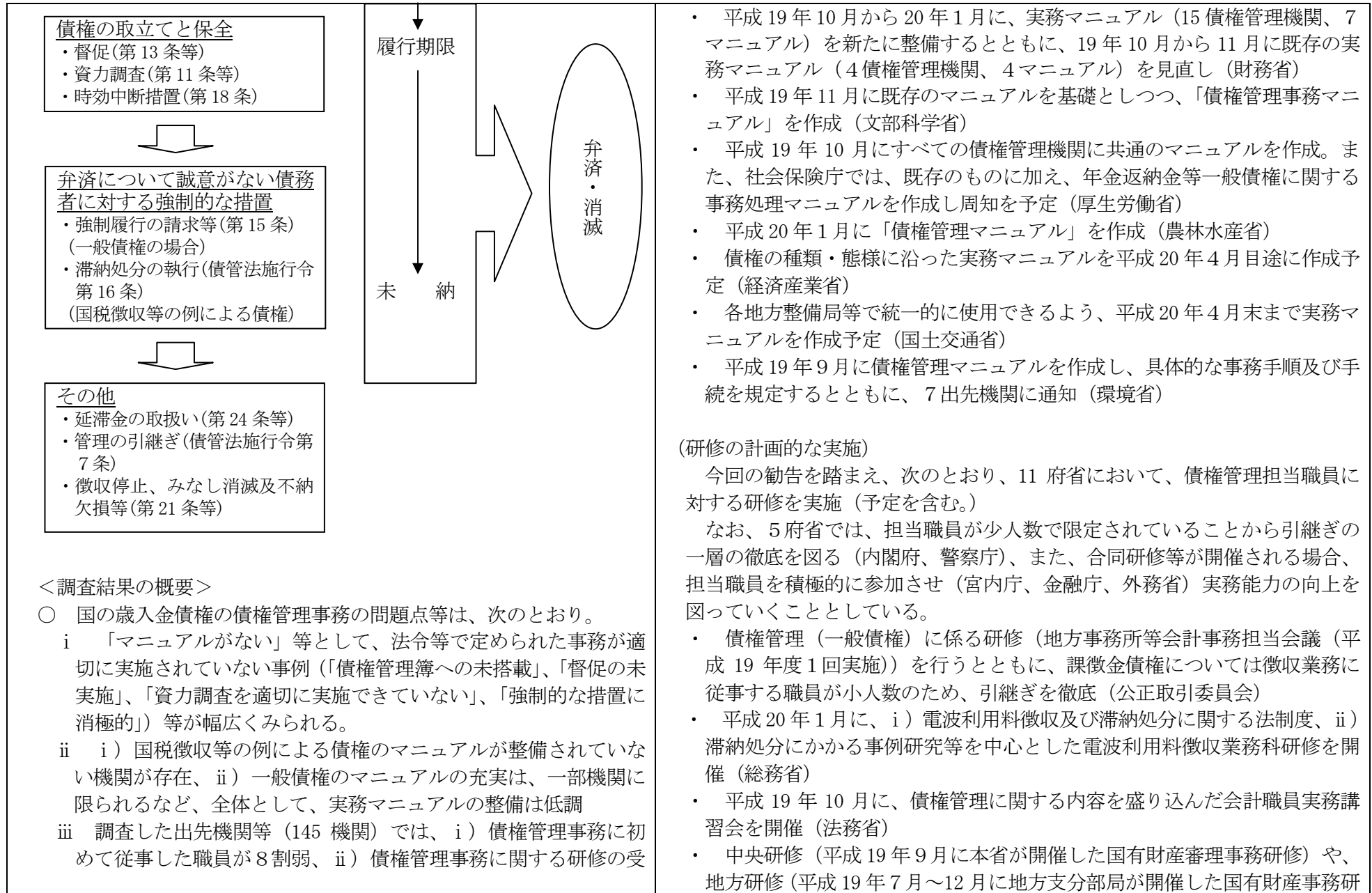
→①

(実務マニュアルの整備・見直し)

今回の勧告を踏まえ、次のとおり、14府省において、各債権管理機関が管理する債権の種類・態様に沿った具体的な事務手順、手続を進める上での判断基準等を内容とする実務マニュアル等を整備・見直し(予定を含む。)

なお、法務省及び防衛省においては、実務マニュアルの整備等を検討中

- ・ 債権科目ごとに過去の実績の写しをファイリングし、平成19年7月からマニュアルとして活用するとともに、平成19年度から新たに発生した貸付金債権については、19年11月に内部管理マニュアルを作成(内閣府)
- ・ 平成20年1月に債権管理マニュアルを整備するとともに、今後、随時見直し・追加を予定(宮内庁)
- ・ 課徴金債権の徴収に係る5つの実務マニュアルについて、平成20年6月を目途に改定作業を行う予定(公正取引委員会)
- ・ 新たなマニュアルを平成20年3月に作成(国家公安委員会(警察庁))
- ・ 返納金債権等については、各事務手続をフローチャート化するなど、作成資料等の写しをマニュアル等として活用。また、課徴金債権管理の事務に係るマニュアル等については、法務省等との意見交換等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施(金融庁)
- ・ 平成19年12月に、実務マニュアルである「電波利用料徴収手続及び電波利用料滞納処分手続」(総基利第45号(18.7.20))を改正し、債務確認書の徴求及び様式を整備。また、恩給等の過払金に係る返還金の債権管理事務処理要領(平成19年3月27日人事・恩給局長決定)を作成し、督促状、内容証明郵便による督促の様式を整備(総務省)
- ・ 帰国費貸付金債権について、平成19年9月に実務マニュアルを新たに作成。他の債権についても、20年5月を目途に実務マニュアルの整備を予定(外務省)



講実績がない職員が6割弱等の状況あり。

- 債権管理事務の各段階で実務マニュアルの不備やノウハウ不足に起因する問題が存在する一方で、実務マニュアルを整備し、滞納処分等を積極的に実施している事例あり。
- 債権管理事務への担当職員の従事経験の状況に照らしても、適切かつ効果的な債権管理事務の遂行を図るためには、実務マニュアルの必要性は極めて大きく、実務マニュアルの整備と改善によって研修内容の充実や内部監査の実効性を高めることも可能

修等の研修)などの機会をとらえ、実務マニュアル等の内容を周知徹底(財務省)

- ・ 平成19年度から省内職員向け会計事務研修において「収入事務・債権管理」の講義時間を設け、研修を実施(平成19年6月6日第2回会計事務研修、受講者数65名)(文部科学省)
- ・ 平成19年10月の「会計事務職員研修」で、マニュアル(平成19年10月4日会計課監査指導室策定)を提示し研修を実施。また、社会保険庁では、20年7月及び11月に開催予定の「会計事務研修」でマニュアルを提示し研修を実施する予定(厚生労働省)
- ・ 新たに整備した債権管理マニュアルを基に平成20年度中に研修を行う方向で検討(農林水産省)
- ・ 債権管理の具体的な手順、手続等について、債権管理事務担当者を対象とした研修を早急に計画し、平成20年6月に各債権管理機関への周知を予定(経済産業省)
- ・ 各地方整備局等の会計研修等の中で、実務マニュアルの作成(平成20年4月予定)後の取扱実例等を研修項目に取り入れる等により実務マニュアルの周知徹底と研修内容の充実を図っていく予定(国土交通省)
- ・ 債権管理事務担当者に対する研修(債権管理関係研修)を実施し(平成19年10月～12月に8か所で開催、研修受講者は計28名)、債権管理マニュアルの内容等を周知(環境省)
- ・ 実務参考資料を作成し、計画的に内容の周知徹底を行う予定(防衛省)

(内部監査の活用)

今回の勧告を踏まえ、16府省では、今後も引き続き内部監査を活用し各債権管理機関の事務の適切な実施の確認を徹底していくこととしており、例えば、環境省では、平成19年10月から20年1月にかけて、7出先機関に対し「環境省会計事務監査規程」(平成13年1月6日、環境省訓令第23号)に基づく内部監査を行い、債権管理に関する事項については、重点的に監査指導を実施し、債権管理機関の事務の適正化を図ったところ

<不適切な個別事例に対する取組状況>

各府省では、上記のとおり、実務マニュアルの整備・見直しや研修の計画的な実施など、不適切事例の発生防止に向けた取組のほか、今回の調査で債権管

理事務の各段階について指摘した個別の不適切事例への具体的な対応も進めている。これら個別の不適切事例への主な取組例は、次のとおり。

事務区分	不適切な内容	左に対する主な取組状況
債権管理簿への登載	● マニュアルの規定に反し、原因者不明の債権を債権管理簿に登載していない（中部森林管理局の損害賠償金債権）。	○ 平成19年4月に債権管理簿へ登載するとともに、林野庁国有林野部管理課長通知（平成19年6月22日19林国管第34号）を发出
督促	● 履行期限が経過してもなお履行しない債務者に対して、マニュアルの規定どおりに督促を実施していない（貯金事務センターの返還金債権）。	○ 平成19年3月、督促状等の様式を定め、今回、指摘を受けた返還金債権を含む債権回収に向けた計画表を作成し、これに基づき、督促を実施
資力調査	● マニュアルが示されていないこと等から十分な資力調査を実施していない（国立長寿医療センターの病院等療養費債権）	○ 現在、「医療機関の未収金問題に関する検討会」（平成19年6月1日第1回開催）において検討中。今後、この結果を踏まえたマニュアルを作成・周知していく予定
時効中断措置（債務確認書）	● 少額の滞納債権について債務確認書の徴求等による中断に取り組んでいない（沖縄総合通信事務所の電波利用料債権）	○ 平成19年12月、「電波利用料徴収手続及び電波利用料滞納処分手続」（平18.7.20総基利第45号）を改正し、債務確認書の徴求及び様式を規定
強制履行の請求等	● 強制履行の請求等をマニュアルの規定どおりに実施していない（横浜貯金事務センターの返納金債権）	○ 一部資産調査等を行ったが、訴訟提起にまで至らず、今後訴訟事案が発生した場合、法務省と協議しながら進めていく予定
滞納処分	● 国税徴収等の例による債権との認識がないために徴収職員を任命していない（国立武蔵野学院の費用弁償金債権）	○ 平成19年4月に徴収職員の任命を行うとともに、徴収金を支払わない債務者に対しては、督促状と時効中断のための債務確認書を送付
延滞金	● マニュアルが不適切なため延滞金を徴収していない（労働局8機関の不正受給に係る返納金債権の延滞金債権）	○ 既存のマニュアルについて、不正受給に係る返納金について延滞金を徴収する点を含め必要な見直しを検討中
管理の引継ぎ	● 遠方の債務者について他の債権管理機関への管理の引継ぎを検討せず有効な取立てができていない（国道事務所2機関の公共事業費受益者等負担金債権等）	○ 同様の状況は、他の国道事務所等でも起こりうることから、毎年10月に実施している歳入事務全国統一化担当者会議（本省、8地方整備局）等でその具体的な取扱い等を指示していく予定
徴収停止・みなし消滅等	● 徴収停止に向けた事務処理が進められていない（福岡地方検察庁の損害賠償金債権）	○ 債管法第21条第2項の規定による徴収停止の措置をとるため、平成19年12月から財務省と事前調整中

(勧告)

② 財務省は、各府省がマニュアルの整備を行う際に必要な助言を行うとともに、各府省が実施する研修について必要な協力を行い、引き続き財務省が実施する研修において、債管法の基本的なルールの一層の徹底を図ること。

(説明)

<制度の概要>

○ 財務大臣は、債権管理事務の総括機関として位置付けられ、債権管理の適正を期するため、債権の管理に関する制度を整え、債権の管理に関する事務の処理手続を統一し、必要な調整をする（債管法第9条）。

<調査結果の概要>

○ 前述1(2)の調査結果参照。

(勧告)

③ 法務省は、各府省が強制履行の請求等の手続を進める上で必要な助言を行うとともに、各府省が実施する研修について必要な協力を行うこと。

(説明)

<制度の概要>

○ 強制履行の請求等については、国を当事者とする訴訟事件等を代表する法務大臣の関与が不可欠（債管法第2条第2項第1号、第15条等）。

<調査結果の概要>

○ 前述1(2)の調査結果参照。

4 滞納の拡大防止対策等の的確な実施

(勧告)

① 厚生労働省は、死亡による失権者に対する労働者災害補償保険年金の過誤払いによる返納金債権の発生を防止し、発生した場合も早期に発見するため、受給者等の生存確認に当たっては、住民基本台帳ネットワークシステムを活用すること。

→② 財務省は、これまでも国の債権の管理に係る各府省からの相談等について、必要に応じて助言等を行ってきているところであるが、今回の勧告を踏まえ、各府省等におけるマニュアルの整備や研修についても、必要に応じて協力を実施

また、財務省は、これまでも各府省職員に対し、会計事務職員研修（年2回）を実施してきているところであるが、今回の勧告を踏まえ、平成19年後期に実施した同研修において、勧告資料を講義に取り入れるなど講義内容の充実を図ったところ

→③ 各府省に対しては、従前から、助言、協力に係る法務省の担当部門をパンフレット等により周知しているほか、中央省庁債権管理事務担当者を対象とした説明会を開催（平成20年2月22日）し、債管法上、法務大臣に手続を依頼する場合の依頼先及び必要となる書類等、研修等への法務省担当官の講師派遣等について説明を行った。

また、法務局・地方法務局の訟務事務従事職員に対し、平成19年10月に開催した法務局訟務部長会同等各種打合せを通して、今回の勧告の趣旨を適宜周知し、出先機関に対する助言体制（法律意見照会制度）の充実及び積極的な協力について指示

→① 今回の勧告を踏まえ、厚生労働省では、労災年金受給者の生存確認について、労災行政情報管理システムと住民基本台帳ネットワークシステムとのシステム連携により行うことを、関係府省との調整を図りつつ次期システムの開発（平成23年4月目途）に併せて検討しているところ

② 国土交通省は、物件使用料債権の弁済が滞っている債務者について、 占用許可を取り消す、あるいは、更新しない等の措置を検討すること。

③ 総務省は、電波利用料債権の弁済が滞っている債務者について、無線局の運用停止の命令を行う、免許を取り消す、あるいは更新しない等の措置を講ずる際の運用基準等を検討すること。

(説明)

<制度の概要>

○ 給付金、助成金等の返納金債権

受給者側の受給資格違反や届出義務違反等による過誤払いにより返納金債権が発生するが、発見が遅れれば、回収が困難となったり、再度の過誤払いが発生して債権額が累積

○ 物件使用料債権・電波利用料債権等

使用料等の支払いが滞った場合も、当該使用の許可等が取り消されずに継続・更新されれば、債権額が累積し、滞納が拡大し、更に債務者の弁済意欲を損なう結果ともなる。

<調査結果の概要>

① 労働者災害補償保険年金の受給者が死亡の場合、死亡届の未提出等により過誤払いが発生し、場合によっては、年一回の定期報告書未提出による支給停止まで過誤払いが繰り返される。

② 道路占用許可に伴う占用料が未納の場合、占用許可取消等が法律上可能となるにもかかわらず、滞納者の許可更新を行っている例が広くみられる（8 国道事務所等の物件使用料債権）。

③ 電波利用料が未納の場合、無線局の免許取消も法律上可能であるが、電波利用料滞納者の免許の更新を行っている（総合通信局10 機関におけるすべての電波利用料債権）。

→② 今回の勧告を踏まえ、国土交通省では、占用料の未納の拡大を防ぐため、未納者に対しては占用許可の更新を認めないよう、平成 20 年 3 月に各地方整備局等に通知（平成 20 年 3 月 11 日付国道利第 21 号）

→③ 今回の勧告を踏まえ、総務省では、電波利用料債権の弁済が滞っている債務者（免許人）に対して電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 76 条第 1 項の規定による無線局の運用停止命令を行う場合の基準及び手続を明らかにするため、平成 20 年 3 月 31 日、「電波法令違反処理規程の制定について」（総基視第 61 号（19. 3. 30））及び「電波利用料徴収手続及び電波利用料滞納処分手続」（総基利第 45 号（18. 7. 20））を改正